

消費者基本計画工程表の改定について

令和4年6月
消費者庁

消費者基本計画及び消費者基本計画工程表について

■消費者基本計画

- 消費者基本計画は、消費者基本法第9条に基づき、消費者政策の計画的な推進を図るために定められる消費者政策の推進に関する基本的な計画（5か年計画）。
- 令和2年度～令和6年度の5か年を計画期間とする第4期消費者基本計画を令和2年3月31日閣議決定。
- コロナ禍における「新しい生活様式」の実践に伴い、消費生活のデジタル化が加速するなど、消費者を取り巻く環境が大きく変化。これに的確に対応して消費者政策を推進するため、「新しい生活様式」の実践に関する記述を追加すべく、消費者基本計画を変更（令和3年6月15日閣議決定）。

■消費者基本計画工程表

- 消費者基本計画に基づき、消費者政策を検証可能な形で体系的・包括的に推進するため、具体的な施策の工程表を策定（令和2年7月7日消費者政策会議決定）。
- 毎年度工程表を改定し、実績及びKPI（重要業績評価指標）の最新値の追加、今後の取組予定の時点更新、必要な施策の追加や充実強化等を実施。 ⇒ 6月改定を目指し作業

※消費者政策会議

消費者基本法第27条及び28条に基づき設置され、

- ① 消費者基本計画の案の作成
- ② 消費者政策の推進に関する基本的事項の企画に関する審議
- ③ 消費者政策の推進、実施の状況の検証・評価・監視に関する事務をつかさどる。

【組織】会長：内閣総理大臣

委員：内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全担当)

内閣官房長官

関係行政機関の長及び内閣府特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

消費者基本計画(令和3年6月15日変更)の構成

【第1章 消費者基本計画について】

【第2章 消費者政策をめぐる現状と課題】

1. ぜい弱な消費者の増加など消費者の多様化

- 高齢化の進行等
- 成年年齢の引下げ
- 世帯の単身化・地域コミュニティの衰退等
- 訪日外国人・在留外国人による消費増加

2. 社会情勢の変化

- コロナ禍における「新しい生活様式」の実践
- デジタル化の進展・電子商取引の拡大
- 自然災害の激甚化・多発化
- 持続可能で多様性と包摂性のある社会への関心の高まり 等

【第3章 政策の基本方針】

1. 消費者政策において目指すべき社会の姿等

2. 今期計画における消費者政策の基本的方向

(1)消費者被害の防止

(2)消費者の自立と事業者の自主的取組の加速

(3)協働による豊かな社会の実現

(4)デジタル化・国際化に伴う新しい課題への対応

(5)「新しい生活様式」の実践や災害時への対応

【第5章 重点的な施策の推進】

1. 消費者被害の防止

2. 消費者による公正かつ持続可能な社会への参画等を通じた経済・社会構造の変革促進

3. 「新しい生活様式」の実践その他多様な課題への機動的・集中的な対応

4. 消費者教育の推進及び消費者への情報提供の実施

5. 消費者行政を推進するための体制整備

【第4章 政策推進のための行政基盤の整備】

情報

人材

財政

法令等

消費者基本計画工程表（令和3年6月15日改定）の構成

I 消費者被害の防止	II 消費者による公正かつ持続可能な社会への参画等を通じた経済・社会構造の変革の促進	III 「新しい生活様式」の実践その他多様な課題への機動的・集中的な対応	IV 消費者教育の推進及び消費者への情報提供の実施	V 消費者行政を推進するための体制整備
<p>(1)消費者の安全の確保</p> <p>(2)取引及び表示の適正化並びに消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保</p> <p>(3)ぜい弱性等を抱える消費者を支援する関係府省庁等の連携施策の推進</p> <p>(4)消費者の苦情処理、紛争解決のための枠組みの整備</p>	<p>(1)食品ロスの削減等に資する消費者と事業者との連携・協働</p> <p>(2)環境の保全に資する消費者と事業者との連携・協働</p> <p>(3)その他の持続可能な社会の形成に資する消費者と事業者との連携・協働</p> <p>(4)事業活動におけるコンプライアンス向上に向けての自主的な取組の推進</p>	<p>(1)「新しい生活様式」の実践や災害時に係る消費者問題への対応</p> <p>(2)デジタル社会での消費者利益の擁護・増進の両立</p> <p>(3)消費生活の国際化の進展への対応</p>	<p>(1)消費者教育の推進</p> <p>(2)消費者政策に関する啓発活動の推進</p>	<p>(1)消費者の意見の反映と消費者政策の透明性の確保</p> <p>(2)国等における体制整備</p> <p>(3)地方における体制整備</p>